

議事日程(第3号)

令和5年6月20日 午前9時30分開議

- 日程第1 議案第26号 令和5年度国富町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第27号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第28号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第29号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 同意第1号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第6 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第9 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第26号 令和5年度国富町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第2 議案第27号 令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第3 議案第28号 国富町税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第29号 国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 同意第1号 農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて
- 日程第6 発議第4号 森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書
- 日程第7 議員派遣の件について
- 日程第8 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第9 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について
- 日程第10 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

出席議員(11名)

1番 中村 繁樹君 2番 谷口 勝君
3番 三根 正則君 4番 日高 英敏君
5番 緒方 良美君 6番 山内 千秋君
7番 武田 幹夫君 8番 近藤 智子君
11番 飯干 富生君 12番 穂寄 満弘君
13番 渡邊 静男君

欠席議員（2名）

9番 横山 逸男君 10番 河野 憲次君

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

事務局長 武田 二雄君 主幹兼議事調査係長 夏目 卓治君

説明のため出席した者の職氏名

町長	中別府尚文君	副町長	横山 秀樹君
教育長	荒木 幸一君	総務課長	坂本 透君
企画政策課長	山下 玲君	財政課長	矢野 一弘君
税務課長	津留 慎義君	町民生活課長	菊池 潤一君
福祉課長	桑畑 武美君	保健介護課長	横山 香代君
農林振興課長	春元賢一郎君	農地整備課長	横山 寿彦君
都市建設課長	木下 輝彦君	上下水道課長	福嶋 英人君
会計管理者兼会計課長			日高 佑二君
教育総務課長	三好 秀敏君	社会教育課長	佐藤 利明君
学校給食共同調理場所長			尾上 光君
監査委員	山口 孝君		

午前9時27分開議

○議長（渡邊 静男君） おはようございます。今期定例会も本日が最終日であります。議員並びに執行部の皆様には、議事の進行にご協力をよろしくをお願いをいたします。

本日も傍聴席においていただいております。ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は11名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

日程第1. 議案第26号

○議長（渡邊 静男君） 日程第1、議案第26号「令和5年度国富町一般会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） ちょっと質疑をいたします。

歳出のほうの20ページ、民生費の社会福祉費で9,000万円の生活支援給付金、3万円の3,000件ということでございましたが。最も早くていつ頃の支給になるのかということと、すぐその下の保育所等給食緊急支援事業補助金、10分の10ということで県が出すということですが、この部分で150万円ということの、補正枠が188万円ということでございますが、1人当たりどれぐらいに当たるのかという部分を教えてほしいと思います。

それから、23ページの教育費、保健体育費で、会計年度任用職員の方の部分ということで206万円上がっております。これは任用職員ということで、年代的にどんな仕事、保健体育でするので、どういう役割をされるのかということだけ教えてください。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 桑畑福祉課長。

○福祉課長（桑畑 武美君） 20ページの住民税非課税世帯物価高騰生活支援給付金ですが、これにつきましては対象世帯3,000世帯ということで、振込開始は、システム改修がございましたので、それが整い次第速やかに作業を進めて、7月下旬には振込を開始したいと考えております。（「もうちょっと大きい声で」と呼ぶ者あり）すみません、振込開始につきましてはシステム改修がございましたので、それが整い次第速やかに作業を進め、7月下旬に振込を開始したいと考えております。

それから、次の保育所等給食緊急支援事業補助金、これにつきましては、1人当たり物価高騰分が1年間で5,400円程度と考えておりますので、その2分の1、2,700円程度の補助になります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） 佐藤社会教育課長。

○社会教育課長（佐藤 利明君） 23ページの保健体育費につきましては、社会教育課の社会体育係に配置をする会計年度任用職員の給与等にあたるものでございます。正規職員3名の体制でこれまでやってきておまして、1名の欠員が生じたために会計年度任用職員を充てるもので

ございます。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） ほかにございませぬか。三根議員。

○議員（3番 三根 正則君） 私のほうからもちょっとお伺いします。

21ページの農業用原油価格高騰緊急対策事業費補助金並びにその下の飼料価格高騰対策畜産経営継続支援金、これの実施日を同じく分かれば教えてください。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 春元農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） ただいまのご質問にお答えいたします。

21ページの農業用原油価格高騰緊急対策事業費補助金につきましては、現在、国のセーフティネット構築事業の加入募集期間になっておりまして、期限が7月27日までとなっております。予算議決後に関しまして、事業の周知を図りながら、国の事業加入促進を図りたいと考えております。その後に農家の積立金額が確定次第、加入者データを入手しまして、速やかに手続を行いたいと考えております。

それから、飼料価格高騰対策畜産経営継続支援金につきましては、予算議決後に早急に交付できるように、申請手続の簡素化等を進めまして、畜産農家への周知を開始しまして、事業の取りまとめを行いたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） ほかに質疑ございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結いたします。

これから討論を許します。まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第26号「令和5年度国富町一般会計補正予算（第2号）について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第26号「令和5年度国富町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2. 議案第27号

○議長（渡邊 静男君） 日程第2、議案第27号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

これから質疑を許します。飯干議員。

○議員（11番 飯干 富生君） はい、質疑をいたします。

今回、各市町村でそれぞれ国保税、国保料の改定ということで、この前、毎日新聞に、県内全市町村のいわゆる標準額というものが提示されまして、平均で5%、合計額は10万9,332円ということで、国富町ではほぼそれに近い11万7円というふうな表現と出ておりますが。この中で、いわゆる国保税からの支援金ということで、ここでは県が出す支援金が、23年度から前年度比12億円増の159億円ということになっておりますが、国富町では、この支援金分はどれぐらい増えてきているのか。

それともう一つが、最近、後期高齢者の医療制度が改定されまして、いわゆる1割負担の方が2割負担というところでどんどん上がっていくということになりますと、結局のところ、国保税のほうで、それぞれ減免制度がある中で、今、後期高齢者は分けてあるんですけども、結局のところ、その減免があることによって、部分と後期高齢者分となったときに、今までそれぞれ分けていた分があまり意味をなさなくなってきたんじゃないかと思うんですね。後期高齢者として分けてきたけども、結局支援金を出すわ負担を上げるわだったら、もう元の国保とか、それぞれに戻すべき時期になってしまうんじゃないかという気がいたします。

そういうことがありまして、今言った国富町での支援金の額はどういうふうな変化になっているか教えてください。

○議長（渡邊 静男君） 答弁を求めます。横山保健介護課長。

○保健介護課長（横山 香代君） 国富町の保険事業納付金の後期高齢者支援金分納付金は、令和4年度が約1億5,000万円、5年度は約1億5,900万円となっており、国富町の後期高齢者支援金分納付金も上がっております。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第27号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）に

ついて」の採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

- 議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第27号「令和5年度国富町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3. 議案第28号

- 議長（渡邊 静男君） 日程第3、議案第28号「国富町税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第28号「国富町税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

- 議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、議案第28号「国富町税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第29号

- 議長（渡邊 静男君） 日程第4、議案第29号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題とします。

これから質疑を許します。武田議員。

- 議員（7番 武田 幹夫君） 皆さんの資料でお願いをいたしますが。資料の19ページです。

中段中ほどになりますが、令和5年5月1日現在の被保険者数が第1段階から第4段階まで5,036人になっておりますが、今後どのように変化していくのか、多くなるか少なくなるのか、それによって19ページの下の方率も変わってくると思いますが。そこら辺、分かる範囲でお願いをいたしますが。よろしくお願ひいたします。

- 議長（渡邊 静男君） 津留税務課長。

- 税務課長（津留 慎義君） お答えします。

今後の被保険者数の推移に伴うこの税率の見込みといたしますか、そういったところのご質問だと思いますけども。今年度、資料にありますとおり5,036人という形になっておりますが、今後この被保険者数につきましては、少子高齢化、そして団塊の世代が後期高齢者医療のほうに移行するなどの要因で、増加の見込みは当然ないという形で、減少していきだろうというふうに想像はしているところであります。その中で、この下のほうにあります按分率、所得割、資産割、均等割、平等割、4つございますけれども、特にこの中の所得割につきましては、今回7.44%ということで昨年上がっておりますけども、今後につきましても、確保すべき医療費分の税額が変わらないとか、あるいは増額するような状態の中で、被保険者数が減ってくるようなことになれば、当然その数で割ったときの按分率というのは増加傾向になるのかなというふうには考えておるところであります。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） いいですか。（「はい、オーケーです」と呼ぶ者あり）ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、議案第29号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがって、議案第29号「国富町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5. 同意第1号

○議長（渡邊 静男君） 日程第5、同意第1号「農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」を議題とします。

これから質疑を許します。緒方議員。

○議員（5番 緒方 良美君） 今回、農業委員会委員の任命の議会の同意ということで、こういったことに当たりまして、関連するということでお願いしたいのですが。そういった質疑となりますので、お許しを願いたいのですが。担当課のほうには事前に一応連絡はしてございます。

3年前に新規に農業委員の補佐役と思いますが、農地利用最適化推進委員が導入、そして選任

をされております。この導入の目的、そして、こういった任務をされておるのか、通常の仕事、こういった仕事をされておるのか。それから3年間やってみて、この実績がどういうふうに出たのか、改善された点があるのか。そして今後の問題点があれば、またそこ辺も教えていただきたいと思います。一般質問ではございませんので、簡潔によろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（渡邊 静男君） 春元農林振興課長。

○農林振興課長（春元賢一郎君） それでは、先ほど質問のありました4件につきまして、お答えをしたいと思います。

まず1つ目ですけれども、農地利用最適化推進委員発足につきましては、平成28年の改正農業委員会法の施行によりまして、新たに農業委員会の業務として、担い手への農地利用の集積・集約化、それから遊休農地の発生防止及び解消、それと新規参入への促進といった農地利用の最適化の推進に関する業務が、新たに必須業務として追加されたところであります。

現場段階での活動が必要不可欠ということになったものですから、新たに農地利用最適化推進委員を設置したということになっております。なお、農業委員、それから農地利用最適化推進委員、いずれも、農業委員会法のほうで設置が義務づけられたものになります。

続きまして、2点目になります。農業委員と農地利用最適化推進委員との業務の違いという形でご説明したいと思います。

農業委員につきましては、町内の農地全体におきまして、農地法に基づく転用や権利移動の許可等について、会議等の場で発言をしまして、議決権を行使する業務を担っております。

一方、農地利用最適化推進委員につきましては、農業委員会が定めました担当地区におきまして、先ほど発足のほうで申し上げました、担い手の農地利用の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消等がスムーズに進むよう、農業委員と連携を図りながら、地域における現場活動を通じて、農地利用の最適のための推進活動を行っている、担っていただいているというところであります。

続きまして、3点目になりますけれども、過去3年間の実績につきましては、こちらも農業委員との対比でお答えをしたいと思います。農業委員につきましては、毎月の定例会の出席を通じて、その月に提出された農地の転用あるいは権利移動に関する議題を審議・議決を頂いております。

一方、農地利用最適化推進委員につきましては、担当地域におきまして農地のパトロール、あるいは農地利用に関する相談、それからあっせん関係の活動をしていただいているところであります。

ちなみに、過去3年間のあっせん委員会での件数につきましては、令和2年度が31件、令和3年度が39件、令和4年度が36件となっております。大体毎年30件から40件前後でこの

あっせん委員会というのは開催されているような状況であります。

最後に、4点目になります。

今後につきましては、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、新たに地域計画、旧人・農地プランという言い方をしておりますけれども、現在、地域計画という名前に変わりましたが、そちらの策定の際に積極的に関与していただきますよう、今後、事務局としても促していきたいというふうに考えているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（渡邊 静男君） よろしかったですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） これにて質疑を終結します。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、同意第1号「農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」の採決を行います。本案は、これに同意することに賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（渡邊 静男君） 挙手多数と認めます。したがいまして、同意第1号「農業委員会の委員の任命につき議会の同意を求めることについて」は、これに同意することに決定しました。

日程第6. 発議第4号

○議長（渡邊 静男君） 日程第6、発議第4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。文教産業常任委員長、中村繁樹君。

○文教産業常任委員長（中村 繁樹君） ただいま議題となりました、発議第4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」について、ご説明いたします。

本案につきましては、本定例会の文教産業常任委員会におきまして慎重に検討しました結果、全会一致で意見書の提出を決定しました次第であります。

本意見書の要旨は、多くの森林を抱える市町村が、山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手確保などの取組を本格化させていくための財源を確保するために、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求めるものであります。

我が国の国土の7割を占める森林は、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養などの公益的機能を有し、国民全体に様々な恩恵をもたらしています。これらの機能を十分に果たすべく、間伐な

どの森林整備を着実に実施していくための財源として、令和元年度に森林環境譲与税が創設されました。森林環境譲与税の使途については、間伐などの森林整備、人材育成や担い手の確保、木材利用の推進や普及啓発などに関する費用に充てることとされています。

しかし、現在の森林環境譲与税の譲与基準では、森林面積が少ないにもかかわらず、人口が多い大都市に対する配分額が多くなっているとの指摘があるなど、適正な配分が行われず、森林整備を促進する財源とされた趣旨を損なうことが懸念されています。

また、多くの森林を抱える地方公共団体で、山間部における様々な課題に早急に対応し、森林整備や人材育成、担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となります。

よって、国において多くの森林を抱える市町村が、必要な森林整備をより一層推進することができるよう、森林環境譲与税の譲与基準の見直しを速やかに実施することを強く求める必要があるため、別紙のとおり意見書を提出するものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

[別紙]

発議第4号

森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書

我が国の森林は国土の7割を占め、地球温暖化防止や国土保全、水源涵養等の公益的機能を有しており、国民全体に様々な恩恵をもたらしている。

これらの機能を十全に果たすべく、間伐などの森林整備を着実に実施していくための財源として令和元年度に森林環境譲与税が創設された。

現在、地方公共団体では、森林経営管理制度等に基づき、管理が行き届いていない森林の整備のため、森林所有者への意向調査等に取り組んでいるが、所有者不明や境界未確定森林の存在、担い手の不足等により、想定以上のコストがかかっているところである。

また、近年多発する豪雨によって起こる土砂崩れや洪水、浸水といった下流部の住民にも被害が及ぶ災害から国民を守るためには、様々な課題に対応した森林管理を進めていくことが必須となっている。

多くの森林を抱える地方公共団体で、こうした山間部における様々な課題に早急に対応し、森林

整備や人材育成・担い手確保といった取組を今後本格化させていくには、現在の譲与基準のままでは森林整備の費用に不足が見込まれ、さらなる財源が必要となる。

以上のことから、下記の実現を強く要請する。

記

多くの森林を抱える市町村が必要な森林整備をより一層推進することができるよう、譲与基準の見直しを速やかに実施すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年6月20日

宮崎県国富町議会

議長 渡邊 静 男

衆議院議長	細田博之殿
参議院議長	尾辻秀久殿
内閣総理大臣	岸田文雄殿
総務大臣	松本剛明殿
財務大臣	鈴木俊一殿
農林水産大臣	野村哲郎殿

○議長（渡邊 静男君） これから質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 質疑なしと認めます。

これから討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 討論なしと認めます。

これから、発議第4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」の採決を行います。本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を願います。

[賛成者挙手]

- 議長（渡邊 静男君） 挙手全員と認めます。したがいまして、発議第4号「森林環境譲与税の譲与基準の見直しを求める意見書」は、原案のとおり可決されました。
-

日程第7. 議員派遣の件について

- 議長（渡邊 静男君） 日程第7、議員派遣の件についてを議題とします。

お諮りします。議員派遣については、国富町議会会議規則第124条の規定により、別紙のとおり派遣したいと思います。

なお、計画の一部変更などについては、議長に委任を願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、議員派遣の件については別紙のとおり派遣することに決定しました。
-

日程第8. 総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

- 議長（渡邊 静男君） 日程第8、総務厚生常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたのでお諮りします。

申出のありました、総合開発計画、スマートインターチェンジ周辺施設整備、商工業活性化及び誘致企業対策、防災対策、感染症対策、交通安全対策、防犯対策、地域公共交通対策、地方創生と人口減少対策、法華嶽公園の管理・運営、国保事業、保健事業、後期高齢者医療事業、福祉事業及び廃棄物処理事業関係等、所管事務に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

- 議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがいまして、総務厚生常任委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。
-

日程第9. 文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

- 議長（渡邊 静男君） 日程第9、文教産業常任委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によって、お手元に配付した申出書のとおり、委員長から申出がありましたのでお諮りします。

申出のありました、教育環境施設事業、口蹄疫対策、降灰対策、高病原性鳥インフルエンザ対

策、農畜産物の生産・販路、農家の経営状況、森林・林業・木材産業施策の推進、綾川雑用水管理事業、公共施設等の耐震補強工事を含む改築工事、公共事業の推進、スマートインターチェンジ周辺整備促進及び上下水道事業等、所管事務に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、文教産業常任委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

日程第10. 議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出について

○議長（渡邊 静男君） 日程第10、議会運営委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出については、会議規則第71条の規定によりまして、お手元に配付をいたしました申出書のとおり、委員長から申出がありましたのでお諮りします。

申出のありました、議会の会期日程等、議会の運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項並びに議会活性化（議員報酬・議会基本条例・デジタル化の推進等）に関する事項について、閉会中の継続審査及び調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（渡邊 静男君） 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員会委員長の申出は閉会中の継続審査及び調査とすることに決定しました。

○議長（渡邊 静男君） 以上をもって、本日の日程は全て終了しました。

よって、令和5年国富町議会第2回定例会を閉会します。お疲れさまでございました。

午前9時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 6月20日

議 長 渡邊 静男

署名議員 谷口 勝

署名議員 飯干 富生

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和5年 月 日

議 長

署名議員

署名議員